3　前項の規定にかかわらず、事案の性質その他の事情に鑑み特に必要と認める場合には、委員長は、紛争解決委員３名を選任することができる。この場合において３名のうち少なくとも１名は、前項により単独で紛争解決委員として選任されることができる者でなければならない。

4　紛争解決委員候補が以下の各号のいずれかに該当するときには、当該紛争解決委員候補を紛争解決委員として選任してはならない。

⑴　当事者の配偶者又は配偶者であった者

⑵　当事者の４親等内の血族、３親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

⑶　当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人である者

⑷　当事者の役員（貸金業法第４条第２号に定める役員をいう。）若しくは使用人又はこれらであった者

⑸　当該申立てに係る貸金業務関連紛争又は貸金業務関連苦情について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

⑹　当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から３年を経過しない者

⑺　前各号に掲げる場合のほか、当該申立てに係る紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがあるものとして委員会が定める事由がある者

5　紛争解決委員候補は、前項各号のいずれかに該当する事由がある場合又は前項に定める場合に該当すると思料する場合には、紛争解決委員の選任を辞退しなければならない。

（解任）

第68条　紛争解決委員が第20条第１項又は前条第４項各号に掲げる事由のいずれかに該当し又はするに至った場合には、紛争解決委員から解任される。紛争解決委員の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるときも同様である。

2　紛争解決委員に前項に定める解任の事由がある場合には、当該紛争解決委員が主宰する紛争解決手続の当事者は、当該紛争解決手続が終了するまでの間、委員会に対し、当該紛争解決委員の解任を請求することができる。この場合、解任請求の理由を疎明しなければならない。

3　前項の請求は、細則に定める事項を記載した書面２通を紛争受付課に提出して行うものとする。

4　紛争解決委員に第１項に定める解任の事由があるときは、委員会は、職権で又は第２項の請求により紛争解決委員の解任を決定する。

5　委員会は、前項の決定をするに当たり、当該紛争解決委員の意見を聴取するとともに、必要に応じて当該紛争解決委員が担当する紛争解決手続の当事者の意見を聴取することができる。

6　紛争解決委員は、当該紛争解決委員に係る第４項の決定に当たり、委員会（第８項の規定に基づき小委員会に権限が委任されている場合には小委員会）に対し、意見を陳述することができる。

7　委員会は、紛争解決委員の解任に関する決定をした場合には、これを当事者及び当該紛争解決委員に対し書面で通知する。

8　委員会は、第４項及び第５項に定める権限並びに当該権限の行使に係る第18条の権限の行使につき、あらかじめ定める委員３名からなる小委員会に委任することができる。

9　第１項及び第４項から前項までに掲げる規定は、紛争解決委員に心身の故障がありその職務を遂行できないと認められる場合に準用する。この場合において、第４項に「職権で又は第２項の請求により」とあるのは「職権で」と、第６項に「第４項」とあるのは、「第９項により準用される第４項」と、第８項に「第４項及び第５項」とあるのは「第９項で準用される第４項及び第５項」と読み替える。

10　紛争解決委員は、この規則に定める場合を除くほか、その意に反して解任させられないものとする。

（辞任）

第69条　紛争解決委員は、辞任することができる。

2　紛争解決委員が辞任をするときには、委員長に対し書面を提出しなければならない。

（紛争解決委員が欠けた場合）

第70条　第67条第２項から第４項の規定は、紛争解決委員が欠けた場合又は第67条第３項により紛争解決委員３名の選任を要すると判断された事案において紛争解決委員が３名を下回った場合に準用する。この場合において、第67条第２項に「前項の通知」とあるのは、「紛争解決委員が欠けたことを知ったとき」と読み替える。

（紛争解決委員の権限の行使）

第71条　紛争解決委員は、良心に従い独立してその職権を行使しなければならず、紛争解決手続の実施につき、何人からも命令又は指示を受けてはならない。

2　第67条第３項の規定により紛争解決委員３名が選任された場合には、この規定に定める紛争解決委員の権限は、当該紛争解決委員３名の合議によって決するところに従い行使する。但し、第72条及び第83条第３項に定める権限については、各紛争解決委員は単独でこれを行使することができる。

3　前項本文の場合において、紛争解決委員はその合議により、この規則で定める権限の行使を当該紛争解決委員のうちの１名に命じて行わせることができる。但し、第76条、第78条第１項、第79条、第80条第１項、第82条第１項、第90条第１項、第91条第２項及び第92条第３項の権限の行使はこの限りでない。

（紛争解決委員の補助等）

第72条　紛争解決委員は、その職務を行うについて、紛争受付課の職員に対し、法令判例その他必要な事項の調査の補助を行わせることができる。

2　紛争解決委員は、その職務を行うについて、貸金業相談・紛争解決センターの職員に対し、必要な指示を行うことができる。

（弁護士の助言）

第73条　紛争解決委員が弁護士でない場合において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときには、当該紛争解決委員は、委員会が指定する弁護士の助言を受けることができる。但し、当該紛争解決委員が第19条第３項第４号に定める者であって、細則に従い算定された紛争解決委員として担当する紛争解決手続における紛争に係る請求の価額が、裁判所法第33条第１項第１号に定める額を超えない場合を除く。

（紛争解決委員に対する不当な影響の排除）

第74条　紛争解決委員は、紛争解決等業務の遂行に関し、協会又はその実質的支配者等若しくは子会社等から不当な影響を受けるおそれのある行為がなされたと判断したときには、遅滞なく当該事実を委員会に対して報告しなければならない。

2　当事者は、紛争解決等業務の遂行に関し、紛争解決委員に対して協会又はその実質的支配者等若しくは子会社等から不当な影響を受けるおそれのある行為がなされたと思料するときには、いつでも委員会に対してその旨を報告することができる。

3　委員会は、前２項の報告を受けたとき又は協会若しくはその実質的支配者等若しくは子会社等が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼしているおそれがあると認めるときには、遅滞なく事実関係を調査し、調査の結果に従い、紛争解決委員が不当な影響を受けることを排除するために必要な措置を講じなければならない。

4　第68条第５項、第６項及び第８項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において第68条第５項に「前項の決定をするに当たり」とあるのは「前項に定める調査の実施及び必要な措置の決定に当たり」と、同第６項に「当該紛争解決委員に係る第４項の決定に当たり」とあるのは「当該紛争委員に関する不当な影響に係る前項の調査及び措置の決定に当たり」と、「第８項の規定に基づき」とあるのは「この項の規定により準用される第68条第８項の規定に基づき」と、同第８項に「第４項及び第５項に定める権限」とあるのは「前項の調査の権限」と読み替える。